

令和6年度 岐阜県立海津特別支援学校「学校いじめ防止基本方針」(概要版)

道徳教育の重点目標

強く、明るく、仲良く生きようとする意欲と態度の育成

◎仲間との触れ合いを通して、命を大切に作る心、他者を思いやる心、励まし合う心を育む指導・支援を充実する。

○社会のルールやマナーを身に付けながら、自己を見つめ、強く明るく生きようとする意欲を育む。

学校の教育目標

かけがえのない いのちの つながり

願う子ども像

- ・ 明るく、たくましく、生きる子
- ・ とともに頑張る子
- ・ 主体的に活動する子

関係法令等

- ・ 日本国憲法
- ・ 教育基本法
- ・ いじめ防止対策推進法
- ・ 学習指導要領
- ・ 国・岐阜県の基本方針

いじめ防止のための基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関する問題であり、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や、人格の形成への重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

したがって本校では、全ての児童生徒がいじめを受けることがないように、全ての児童生徒の「居場所づくり」と「絆づくり」に取り組むとともに、積極的な児童生徒理解と深化を図ることにより、いじめ防止等のための対策を行う。

いじめの定義

当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

未然防止の取組

いじめ防止教育の充実

- ・ 全教育活動を通じた取組の推進
 - ・ 年度当初のクラスづくりを通じた人間関係づくり
 - ・ 人権教育の推進、「ひびきあい活動」の充実
 - ・ HR活動等における居場所づくり
 - ・ ストレスフリーな学校づくり
 - ・ 体験活動を通じた自己有用感等の獲得
- いじめを許さない校風の確立**

情報提供

学校における人間関係の構築

- ・ 教師による児童生徒理解と個に応じた支援
 - ・ 学校生活（いじめ）アンケート実施：年間3回
 - ・ いじめ・情報端末等に関するアンケート実施(保護者)：年1回
 - ・ 児童生徒理解に関するアセスメントの実施と、その有効的な活用
 - ・ 教育相談活動の充実
 - ・ 教師と児童生徒との人間関係の構築
- いじめを生み出さない学校づくり**

保護者からの訴え・教師の発見

いじめ防止のための校内体制

- ・ いじめ防止等対策検討委員会の設置と実効的な活動
 - ・ 教育相談係、特別支援教育コーディネータによる校内体制の確立
 - ・ スクールカウンセラー、弁護士等専門家の活用
 - ・ 職員向け研修会の実施
 - ・ 保護者、関係機関との連携
- いじめを見逃さない組織体制の確立**

情報提供

早期発見・早期対応

- ① 児童生徒と信頼関係の形成
- ② 問題兆候への気付きと受け止め
- ③ 相談支援体制の充実
- ④ 事実関係を迅速かつ正確に把握
- ⑤ 職員間での情報の共有
- ⑥ 保護者との連携・協力
- ⑦ 外部機関との連携

兆候発見・いじめ把握・早期指導

- 指導方針の確認
- 指導体制の確立
- 事実関係の把握

関係者への継続的な支援・指導

いじめに対する措置

- ① 組織として速やかに対応
- ② 被害者を守り通す態度・支援
- ③ 加害者への毅然とした指導
- ④ 保護者の協力を得て、関係機関と連携
- ⑤ 好ましい集団形成に向けた働きかけ
- ⑥ 再発防止・いじめ撲滅に向けた学校全体への指導

保護者との連携

- ・ 保護者の心情の理解
- ・ 緊密な連携の確認
- ・ 本人への支援方法の協議
- ・ 学校の指導方法への理解

被害者への支援

- ・ 事実関係の確認
- ・ 心の支援を保障
- ・ 対応策の提示と同意
- ・ 継続的支援
- ・ 組織的対応、外部との連携

加害者への指導

- ・ 事実関係の確認
- ・ 毅然とした態度
- ・ 相手への共感、行為の責任の理解
- ・ 保護者との連携
- ・ 組織対応、外部との連携

集団や学校全体への指導

- ・ 観衆や傍観者の影響
- ・ いじめを許さない態度
- ・ 児童生徒同士の関係修復
- ・ 互いを尊重し認め合う関係づくり
- ・ 再発防止策の実行